

「区民レポーター」の登録について

千葉市美浜区役所では、「美浜区を知り、美浜区を伝える」をキーワードに、区民の皆様との協働で、美浜区の魅力ある情報の共有化と活用を目指しております。

区民の皆様が日ごろ見つけられた魅力ある場所等の情報や写真等を、ぜひご提供ください。

1 区民レポーターがゆく！美浜まちかど情報室のアドレスについて

<http://www.city.chiba.jp/mihama/somu/mihama-machikado.html> 又は、美浜区役所トップページから、「美浜まちかど情報室」のアイコンをクリックしてください。

2 レポーターの対象者について

レポーターの対象者は、美浜区在住の18歳以上の個人とします。
なお、平成22年度の登録は先着20人となります。

3 投稿方法について

記事の投稿は、作業効率化のため、電子メールにてお願いします。
投稿先は、事務局宛メールアドレス (mihama-portal@city.chiba.lg.jp) です。
メール送信の際は、件名に「レポーター掲載希望」とご記入ください。

4 記載方法について

電子メールの記載は、下記の構成にてお願いします。

【必須事項】

- (1) レポーター氏名・登録NO.
※掲載時に匿名等にする場合は、その旨をご記入ください。
- (2) タイトル 30文字以内
- (3) 内容 500文字以内

【任意事項（掲載されるとは限りません。）】

- (4) 写真 1枚当たり1MB以下とし、必要枚数に限る
※メールサーバーの容量上、必ず送付前にご連絡ください。
- (5) WEBリンク 掲載内容に関する情報に直接リンクするものに限る

5 記事掲載までの流れは、下記のとおりです。

- (1) 記事の投稿 (レポーター)
- ↓
- (2) 記事の確認・校正 (美浜区役所 ⇄ レポーター)
- ↓ ※校正はメールにて行います。
- (3) 掲載の審査決定 (美浜区役所)
- ↓
- (4) 記事の掲載 (美浜区役所)

6 記事の掲載基準について

美浜区の地域活性化を目的としておりますので、下記のいずれかに該当する場合は掲載できませんので、予めご了承ください。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 営利を目的とするもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 政治性又は宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人の名刺広告
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) 現に掲載されているもの又はそれに類するもの
- (11) 個人情報の収集が目的のもの
- (12) 情報室の項目以外の内容のもの
- (13) その他、掲載する内容として不相当であると美浜区役所総務課長が認めるもの

7 その他

- (1) レポーター活動及び記事内容につきましては、区民レポーターご自身の責任をお願いします。
- (2) 区民レポーター登録申込書の記載事項に変更が生じた場合は、事務局(美浜区総務課)までメール又は電話連絡をお願いします。
- (3) 区民レポーターとして活動を中止する場合は、活動中止届の提出及び登録証の返還をお願いします。

<問い合わせ先>

〒261-8733

千葉県美浜区真砂5-15-1

美浜区ポータルサイト事務局

(美浜区総務課)

電話：043-270-3120

Eメール：mihama-portal@city.chiba.lg.jp

(平成22年4月1日版)